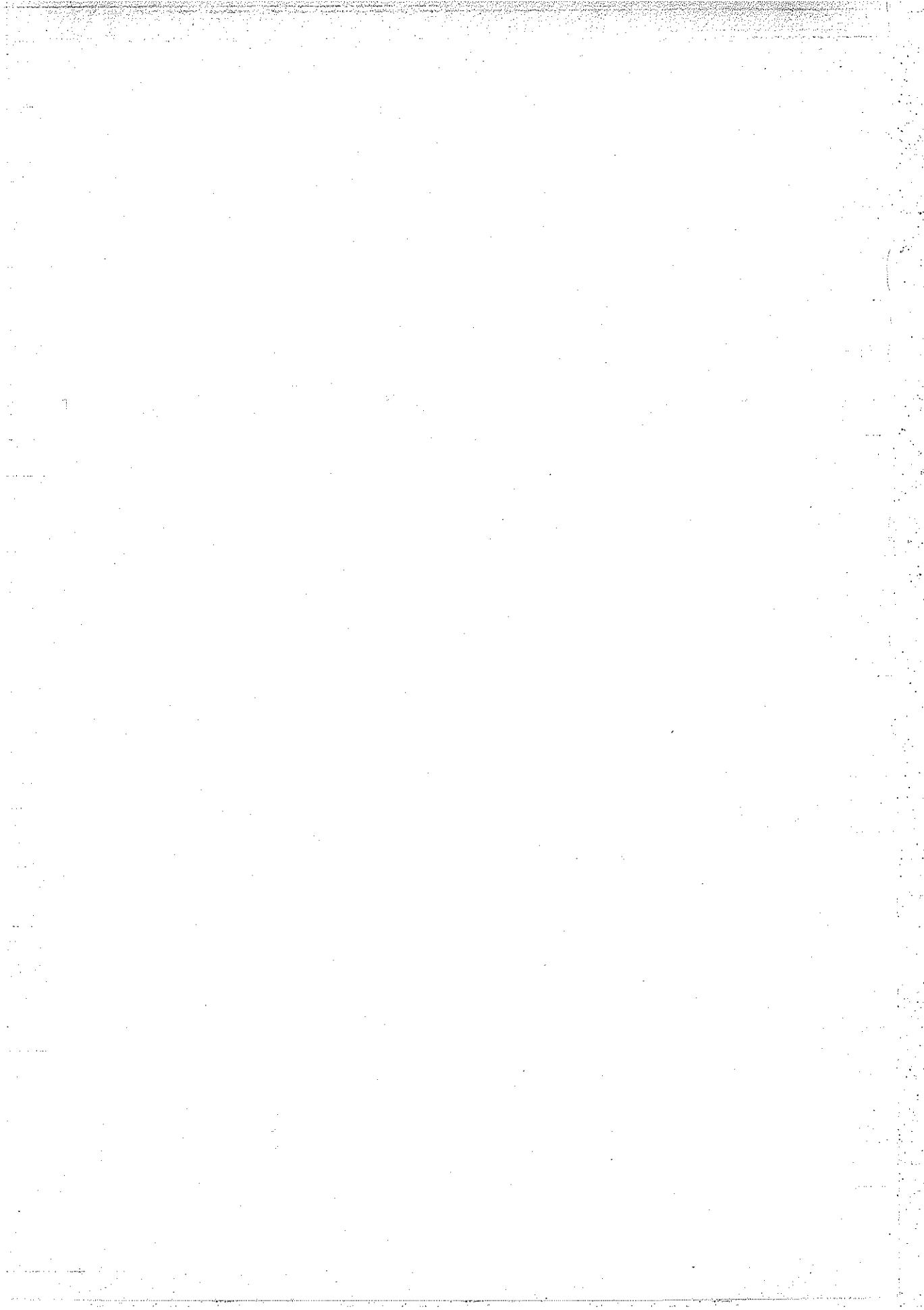


昭和59年2月23日開会
昭和59年2月23日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

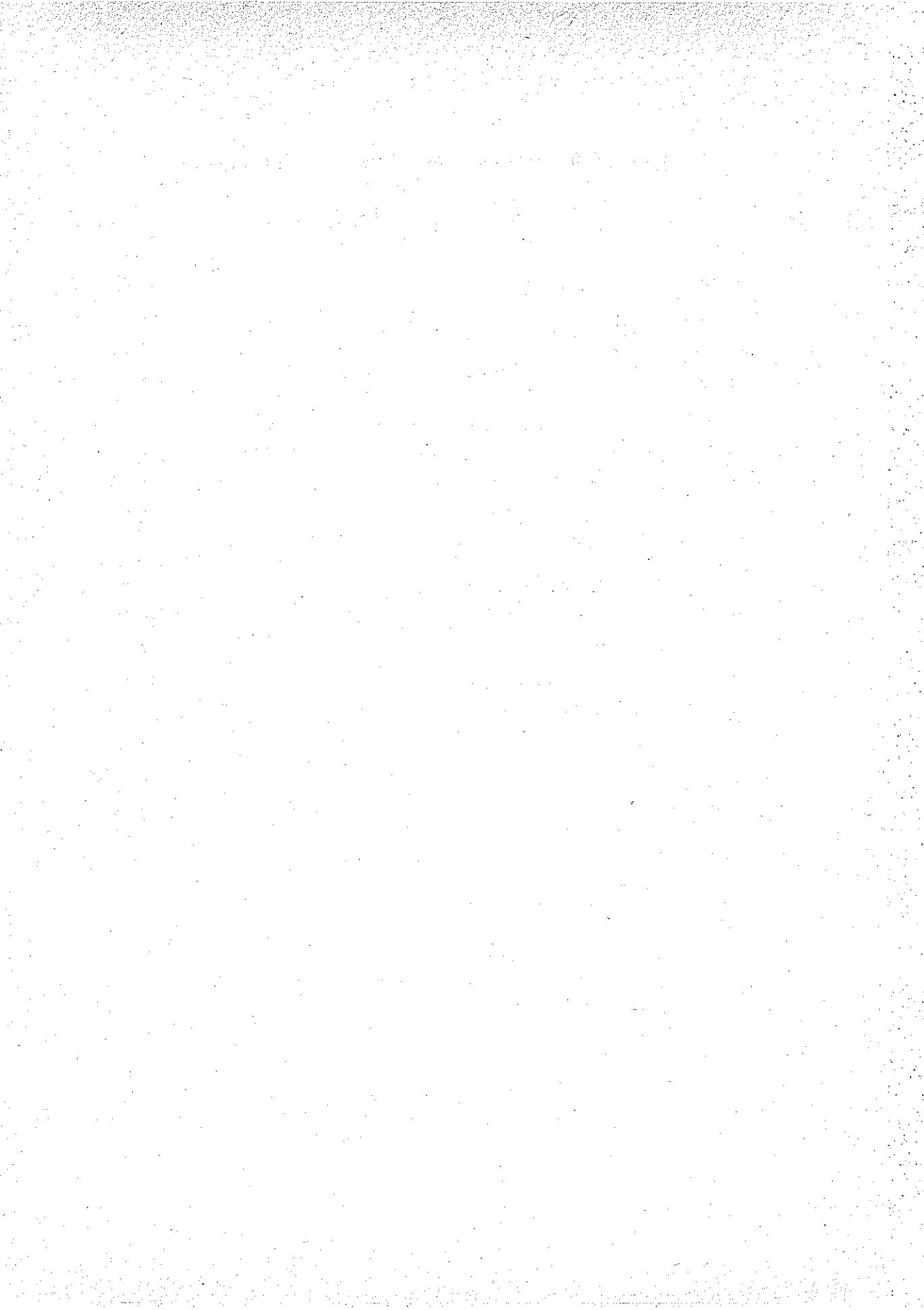
和 泉 市 議 会



昭和 59 年和泉市議会第 1 回臨時会会議録目次

昭和 59 年 2 月 23 日（木曜日）

○ 出席議員	1 頁
○ 議事説明員その他	1 頁
○ 議事日程	3 頁
○ 開会宣言（午前 10 時 5 分）	3 頁
○ 市長開会あいさつ	3 頁
○ 日程第 1 会議録署名議員の指名について（竹内修一、杉本 永、田中包治）	4 頁
○ 日程第 2 会期の決定について（2 月 23 日 1 日）	4 頁
○ 日程第 3 昭和 57 年度和泉市歳入歳出決算認定について （決算審査特別委員長報告）	4 頁
○ 日程第 4 和泉市基本構想の策定について	11 頁
○ 日程第 5 和泉市長選挙立合演説会条例を廃止する条例制定について	20 頁
○ 日程第 6 助役の選任について	22 頁
○ 日程第 7 教育委員会委員の選任について	25 頁
○ 日程第 8 公平委員会委員の選任について	27 頁
○ 閉会宣言（午前 11 時 33 分）	30 頁
○ 市長閉会あいさつ	30 頁
○ 議長閉会あいさつ	30 頁



昭和 59 年 2 月 23 日午前 10 時和泉市議会第 1 回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	若浜 記久男 君	16番	赤阪 和見 君
2番	竹内修一君	17番	橋本佳行君
3番	杉本永君	18番	松尾孝明君
5番	田中包治君	19番	大谷昌幸君
6番	三井正光君	20番	出原平男君
7番	勝部津喜枝君	21番	池辺秀夫君
8番	原重樹君	22番	飯坂楠次君
9番	直村静二君	23番	田中昭一君
10番	天堀博君	25番	奥村圭一郎君
11番	成田秀益君	26番	仁井明君
12番	藤原正通君	27番	柳瀬美樹君
13番	並河道雄君	28番	貝淵博治君
15番	穴瀬克己君	29番	藤原要馬君

地方自治法第 121 条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市長	池田	忠雄		同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田	稔	
助役	坂口	禮之助		同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井	洋	
収入役	中塚	白		市民部長	富田	宏	之
与兼務	西川	喜久		市民部次務長兼所長	川中	鉄	也
市長公室長	平野	誠藏		産業衛生部長	岡田	史	郎
企画室長	神藤	恒治		産業衛生部次長	吉田	種	義
市長公室次長	白樺	通有		産業衛生部次長	木青	孝	之
人事課長	井坂	和充		産業衛生部次長兼取扱	堀宏	行	
秘書広報課長	麻生	和義		建設部長	逢野	一	郎
財務部長	大塚	孝之		建設部理事	田隆	福	行
財務部次長兼取扱	橋本	昭夫		建設部次長	上好	中	美
同和対策部長							

職名	氏名	職名	氏名
都市整備部長	浅井 隆介	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	内田 繁夫
都市整備部次長	萩本 啓介	用地担当理事・ 土地開発公社事務局次長	中辻 寿延
改良事業部長	角谷 泰夫	教育委員長	堀内 由一
改良事業部次長	前田 守正	教育長	葛城 宗弘
改良事業部次長	笠木 恒忠	教育次長	杉本 文博
改良事業部次長	高三 一行	教管次長	逢野 勝之
病院長	竹林 淳	指導部長	藤原 原田
病院事務局長	藤原 光夫	指導部次長	竹坂 明
病院事務局次長	吉田 日出男	指導部次長	坂貞士
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道部次長兼取扱 総務課長事務取扱	岩井 益一	選挙管理委員会事務局長	農端 小一
会計課長	赤田 信	監査委員	久光 喜多男
消防長兼取扱 消防署長事務取扱	松村 吉堯	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本 亮夫
消防本部次長兼取扱 予防課長事務取扱	高宮 武男	農業委員会会长	坂上 国治
消防本部次長兼取扱 総務課長事務取扱	一ノ瀬 喜広	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭男
次長	北野 敦雄
主幹	西井 正
議事係長	大中 保
議事係	佐土谷 茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(2月23日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	(昭和58年) 認定 第3号	昭和57年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
4	議案 第1号	和泉市基本構想の策定について	P. 1
5	議案 第2号	和泉市長選挙立会演説会条例を廃止する 条例制定について	P. 3
6	議案 第3号	助役の選任について	P. 5
7	議案 第4号	教育委員会委員の選任について	P. 8
8	議案 第5号	公平委員会委員の選任について	P. 10

(午前10時5分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。それでは、これより昭和59年第1回臨時会を開催いたします。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、24名でございます。
- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(池辺秀夫君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。
- この際、市長のあいさつを願います。
- 市長(池田忠雄君) 本日、ここに昭和59年和泉市議会第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただき、た

だいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会に御提案申し上げます議案は、「和泉市基本構想の策定について」並びに「助役の選任について」外 3 件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつが終わりました。

これより日程審議に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本件は会議規則第 103 条の規定に基づき、2 番・竹内修一君、3 番・杉本 永君、5 番・田中 包治君、以上 3 名を指名いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日 2 月 23 日の 1 日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本臨時会の会期は、2 月 23 日 1 日と決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 3 「昭和 57 年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件は、去る 1 月 2 日、第 4 回定例会において決算審査特別委員会に付託され、その審査を終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算委員長より御報告願います。

（決算審査特別委員長報告）

○ 決算審査特別委員長（仁井 明君） 昭和 58 年 1 月 2 日開会の第 4 回定例市議会におきまして、昭和 57 年度一般会計並びに特別会計決算認定についてが上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、慎重に審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る 2 月 1 日、委員会を招集し、各会計の説明は提案の際終わっていることから、一般会計歳出より款を追って直ちに審査に入りました。

なお、報告の内容については、重点的かつ要点のみにとどめますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議会費及び総務費を一括して審査に入り、府中、信太山駅前自転車駐車場管理委託料が出来ているが、今後、市としては、どの程度関与することになるか、また、費用支出についての質問に対し、北信太駅前に加えて府中駅前と信太山駅前が昨年9月1日より交通安全協会に委託したので、4月より8月末までの分が58年度に計上される、との答弁がありました。

部落解放同盟和泉支部助成金2,500万円、また、和泉地区協議員会助成金592万8,000円も支部役員が入った協議会であり、ほかに活動補助金800万円を含め、3,900万円ぐらいを支部として運用していることになるのでは、との質問に対し、支部の団体活動と地区協議員会は、現実的にも活動内容は異なるものであり、支部助成は2,500万円のみである。また、同和対策活動補助金800万円は、要求組合の活動に対するものである、との答弁がありました。

なお、これについて、支部助成金は、他の活動助成とは名称は違っても共通点のある助成金であるので、今後の予算編成でやはりもう少し減額すべきではないか、との意見がありました。

市民相談の無料法律相談委託料に関し、年間の相談件数1人1件どのくらいの相談時間が設けられているか、に対し、内容の説明がありました。

なお、最近、相談希望が増えており、急ぐ場合もあるので、回数と時間を増やしてほしい、旨の要望がありました。

次に、最近、建て売りなど他市からの転入も増えている。同じ市民であっても、これら新興住宅は公民館など公共施設ではなく、集会所などは町会で運営されている。これら建物の補修費などの経費について、将来の問題として、市の補助金支出の考えはどうか、との質問に対し、町会関係だけでも150余りあり、いわゆる市が負担すべき限界からして一定の基準をどこに置くか、また、その町の住民の負担能力をどう判断するかなどの問題があり、現時点では今後の課題としたい、旨の答弁がありました。

庁舎保守管理業務委託料2,119万円についてその業務内容と、シルバー人材センターの中からこうした業務をやれるような考えはどうか、との質問に対し、委託契約の内容について説明があり、なお、シルバー人材センターについては、1時間当たりの経費で計算するとかなり割り高となり、また、ガラス清掃などには危険も伴う等の事情がある、との説明がありました。

民生費については、身体障害者解放会館の運営、老人学習会補助金の内容と、老人入浴扶助の計算の内訳及び同和保育園入園奨励費の内容についての質問に対し、計数的なものの内訳などについて説明がありました。しかし、質問の基本は、共通して同和施策全般的に今後、法の精神に基づいて格差是正のためのかさ上げの見直し、市民の納得する方向でやられるように、まだ、予算も1つの項目の中に入れるべきである、などについてありました。

これに対し、かさ上げは一定必要である。ただ、この度合いが1つの問題となっているが、

答申等の精神に照らして一定時期まで取り組んでいるものである。また、予算は、行政目的に沿って今後とも引き続きこの方針でいく考えであり理解されたい、との答弁がありました。

必身障害者福祉費の不用額が特に多い理由についての質問に対し、精神薄弱者施設収容措置費の不用額が主なものであり、これは当初見込み人員が減となったことによるものである、との答弁がありました。

なお、用具の補助など、障害者がその手続きを知らないとか、市窓口の指導体制が十分でない。市広報の活用など細かい配慮も必要である、との意見がありました。

身体障害者解放会館の利用状況について、近隣の障害者を含めた地区外の人たちは、身近に施設がありながら機能回復訓練を受けられない実態をどう考えるか、との質問に対し、現状、回復訓練のスペースは1室であり、また、理学療法士は非常勤で1ヵ月6回の勤務である。指摘の点はよく理解しているが、今後とも、理学療法士の確保と利用の充実に向けて最大の努力をしていきたい、との答弁がありました。

衛生費と労働費について、診療所費の同和地区保健増進事業は、具体的にどのような健康を増進するのか、また、人件費はどのように処理されているのか、さらに運営費補助金1,500万円のほかに貸付金があるが、この返済はどうなっているか、の質問に対し、保健増進事業補助金530万円は、地区住民の健康と保健衛生普及の増進を図るのが目的であり、府の要綱により医療費の減免措置の制度である。国保と社会保険加入者の一部負担を地区内の対象者50%、地区外は20%を補助し、その8割が府補助、市が2割を負担している。診療所人件費は、職員総数は36名、うち市職員の派遣が17名、その他19名は診療所採用である。給与負担については、市任用職員は、うち医師を含め7名を市が負担している。運営については、同和地域における診療所として、公設置民営という形で診療所運営委員会によって運営の基本方針を決め、他の実質上の運用については、総責任者として所長の岩見先生の管轄下においている。事務上のこととは、診療所採用の事務長がこれに当たっているが、実質上の事務的な責任者として、主幹クラスの市派遣職員1名がこれを担当している。また、貸付金は、年度当初貸し付け、年度末に同額返済として収入している、との答弁がありました。

塵芥処理費の不燃性廃棄物選別業務委託料800万円は、どのような処理になっているか、との質問に対し、57年度中途より2市が共同して処理契約しているもので、1ヵ月200万円、4ヵ月分である。処理については、有価物、可燃物、不燃物に選別し、うち再生利用分については、直接メーカーとトン当たりの契約をしており、この売却費として1ヵ月平均41万円を収入している、との答弁がありました。

なお、これに対し、他市で選別処理について非常に営業努力をし、委託料を超える収益を上げ

ている市がある。本市は、経費をかけている割りには成果が上がっていないので、資源のリサイクルに鋭意努力されたい、との意見がありました。

次に、農林水産業費、商工費について、技能修得事業委託料の内容と年齢構成はどのようになっているか、との質問に対し、同和事業の一環として、対象地域住民の職業と所得の安定を図るためのものであり、2年以上居住し、団体の推薦のあった者となっている。財源は、8割が府の補助金である。また、免許種類毎の修得人員の説明があり、なお、年齢構成は、満18歳以上の者となっている、との答弁がありました。

なお、これに対し、もともとこの制度の趣旨は、高年齢で生活に困り、就職しにくいという切実な希望から出てきたものであり、この趣旨は十分配慮されるよう、との意見がありました。

金融対策費で、市単独融資の利用が少ないのは、無保証額が50万円までのためであり、零細企業救済の施策にならない。無保証額を引き上げるべきである、との質問に対し、無担保額の枠の拡大については、現在、府と保証協会で検討中である、との答弁がありました。

なお、これに対し、審査に要する期間を短くすること、無保証額をせめて200万円まで引き上げるよう、との要望がありました。

土木費、消防費について、阪和東側1号線、2号線の区域及び今後の事業計画についての質問に対し、1号線未完成区域は、59年度事業化できるよう取り組みを強めており、2号線については、事業認可に向け努力する、旨答弁がありました。

なお、計画道路については、下水道管布設事業の進捗状況等他の要因に合わせるのでなく、計画道路事業が先行して進められるよう意見がありました。

住宅管理費の内容及び一般公営住宅に係る維持補修内容について質問があり、それぞれ答弁がありました。老朽木造住宅についての補修が不十分であり、今後、これらの住宅について根本的な対策について再度の質問があり、繁和、坊城川住宅について、担当課において建て替えを検討し始めている、との答弁がありました。

上代伏屋線の信太1号線から泉大津松原線までの進捗状況についての質問に対し、現在、測量は完了し、設計にかかっている。近く用地買収に入りたい、旨の答弁がありました。

改良住宅建設事業費での換地造成事業用地費の内容、幸3町の住民登録1,220世帯と事業計画との関連及び転出者の位置づけについての質問に対し、地区外代替の公共用地取得は、317.53m²である。また、改良住宅事業計画は、地区指定内全体の供給バランスにより実施しているが、幸3町に限定すると、建設計画1,322戸、地区内代替78区画、住民登録世帯1,377世帯となっており、地区外転出者の位置づけ等については今後の検討課題としたい、との答弁がありました。

次いで、教育費から災害復旧費までを審査に入りました。教育費の留守家庭児童会について、

現在、実施している校区の状況、主事手当の性格、指導員、備品の予算内容と未設置校区の今後の取り組みについて質問があり、現在、10校で実施し、各クラブ2名ずつの指導員を配置、また、主事は、教育委員会との指導連絡、調整のため学校長に依頼している。備品関係は、1クラブ総事業費160万円余の中で購入に当たっている。設置の希望校区は3校区あり、そのうち請願の出ているところもあり、空き教室、校庭の狭隘などの問題があるが、これらの条件を満たす中で配慮していきたい、旨の答弁がありました。

図書館費について、図書の冊数、自動車文庫の実施箇所数と、人口に見合った蔵書冊数に向けての今後の充実計画についての質問に対し、57年度末現在蔵書冊数85,937冊、自動車文庫2台で市内34カ所を巡回しているが、58年度4カ所増設した。蔵書冊数は、市民1人当たり1冊を目指している。将来的には、分室・分館を考えているが、現状では、自動車文庫駐車場の増設をもって運用していきたい、との答弁がありました。

学校体育施設開放事業について、具体的にどのような形で学校施設が開放されているか、との質問に対し、内容の説明があり、施設の全体的な利用の幅を広げるよう、管理運営の制度化について要望がありました。

また、文化協会活動委託料について、他市との比較と増額の問題、そのほか選挙演説会などに要する学校施設の電気使用料について、幸小学校第2次拡張用地費、体育館増改築工事費及び池上曾根遺跡の用地買収状況と今後の計画について質問があり、それぞれ説明の答弁があり、歳出を終わりました。

引き続いて、歳入を一括して審議いたしました。

57年度決算で単年度収支、累積赤字の状況とその要因、市民税、法人税の対前年度伸び率、保育料、葬儀使用料など引き上げによる増収額、57年8月水害による災害復旧の状況、伯太小学校の指定寄附金224万円の取り扱いについての質問に対し、57年度単年度収支は5,180万円の黒字となり、累積赤字は一応解消し、4,000万円の黒字となった。また、その要因は、市税において市民税個人分が順調に伸び、固定資産税も一定した増収と徴収率も年々向上したこと。

なお、対前年比市民税個人分13%、法人分33%の伸びとなった。

保育料と葬儀使用料の引き上げによる増収額については、それぞれ内訳の説明がありました。

土地保有税1億5,000万円はどこからの分か、基地交付金を国に対し要望する積算基礎などのルールを確定しておいてはどうか、の質問に対し、土地保有税は、ほとんどスーパー2社の分である。いわゆる基地交付金については、5年に1回の国有財産台帳書き替えに向けて、周辺の土地評価額、固定資産評価改訂額のほか、種々の資料を出して国の台帳価額の引き上げを強く要望しているものである、との答弁がありました。

また、軽自動車税滞納繰越分の収入は、調定額の50%ぐらいで少ない理由、地方交付税中、特別交付税6億1,000万円の内容と使途についての質問に対し、それぞれ説明があり、歳入の審議が終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決した次第であります。

引き続いて、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

保険料の同和減免の内容について質問があり、減免件数は589件、減免額は3,038万円である、との答弁があり、審議を終わりました。

本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ異議があり、採決の結果、賛成多数により認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算については別に異議がなく、本決算を認定することにお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計決算について、今後の計画はどうか、との質問に対し、和泉中央丘陵の開発に関連し、全体的な公共下水道の再編成をやるべきだということで、現市街地を含めた下水道計画の見直しを進めており、忠岡沖の終末処理場の完成に合わせて、流域下水道の幹線と整合させて既存市街地における毛細管の整備等も図る考え方で、本年6月を目途に一定の計画を整備する、との答弁があり、質疑を終わりました。

本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計決算については別に質疑がなく、本決算を認定することにお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることを決しました。

最後に、老人保健事業特別会計決算については、57年度診療はどのような状況であったか、また、40歳以上の健康手帳の発行状況について質問があり、57年度は2月1日より施行されたので1カ月分の決算であり、受診人数は5,790名、受診率は12.1%を見込んでいたが、実質92%であった。また、健康手帳は、医療対象者が5,788名、その他が87名である。58年度で大体10%程度事業をしており、60年度30%を目指している、との答弁がありました。

なお、老人保健制度に対する若干の意見があり、質疑を終わりました。

本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数により認定を可とすることに決しました。

以上が本決算審査特別委員会で審査した結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願いいたします、私の報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。
- それでは、本報告に対する質疑を省略し、討論を行います。まず、反対意見よりお願ひいたします。
- 8番（原 重樹君） 委員長報告に対しまして、共産党を代表いたしまして反対討論を行います。

まず最初に、一般会計決算でありますけれども、累積赤字が解消され、実質収支4,000万円の黒字ということになったことにつきましては、一定の評価をするものであります。しかしながら、その裏には、膨大な借金を抱えるなど、将来に危険な要素を残しております。また、市民生活から見れば、保育料の値上げなど、公共料金値上げによる市民負担増の中での財政運営であります。さらに、かねてより市民、そして議会の批判の強い同和行政のむだのは正がいまだにされておりません。あるいは特別会計での人件費操作なども疑義がある点であります。

以上、要点だけ申し述べましたけれども、こうした理由で57年度一般会計決算には反対をいたします。

次に、国民健康保険会計につきましては、いまだに減免制度が確立されていない点や、あるいは一般会計からの財源の繰り入れ問題等もありますので、本会計につきましても、反対をいたします。

3つ目に、老人健康保険会計についてでありますけれども、本会計につきましては、基本的な性格からして福祉切り捨てであり、健康診査、手帳交付など一定の事業内容が含まれているとはいえ、今後の医療制度への影響が大きいものがあります。本会計は、57年度施行2カ月間の決算でありますけれども、以上の趣旨から反対をいたしたいと思います。

その他の会計につきましては賛成をいたしますけれども、委員長報告は一括してでありますので、共産党は反対をいたします。 以上です。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、賛成意見を願います。

- 20番（出原平男君） 私は、昭和57年度一般会計決算並びに別会計決算について、賛成の立場から意見を申し述べたいと存じます。

まず、一般会計でございますが、何よりも昭和56年度において、前年度に引き続き5億1,800余万円の単年度黒字を計上し、さらに、昭和50年度に実質赤字へ転落して以来、8年ぶりに実質黒字への転化を果たしたことは、市税、地方交付税の比較的順調な伸びによるところにもありますが、理事者の自主再建計画に沿った地道で粘り強い努力と、関係各位の協力のたまものと高く評価するものであります。

しかしながら、地方財政を取り巻く諸情勢は、今後、なお一層厳しくなることが予想され、加

えて本市は財政基盤が脆弱な体質であるため、今後の財政運営に当たっては、財源の拡充強化とその獲得に向かって格別の手段を講ずるとともに、義務的経費を中心とした経常的経費の抑制により財政構造の改善を図りながら、昭和57年度において成し得た実質収支の均衡を再び崩すことのないよう最大の努力を払っていただきたい。また、今後とも財源の効率的配分により、住民福祉、教育、都市基盤整備等の行政需要に対応するための積極的な努力を傾注することを強く意見として申し述べるものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、若干の赤字決算となっておりますが、年々増高する医療費に対し、抜本的な国民健康保険制度の改革を図るよう國に要望し、健全な運営が可能となることを望むものであります。

老人健康保険事業特別会計については、年度途中での設置であり、今後の経過について支障なきよう望むものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道特別事業会計及び和泉中央丘陵整備事業特別会計については、計画事業達成のため、所期の目的に向けて順次、遂行されていくものと評価いたし、今後とも鋭意努力されることを期待いたします。

以上、各会計について意見を申し上げ、本件決算については賛成を表明するものであります。

- 議長（池辺秀夫君） 以上で討論を終わります。

それでは、挙手により採決を行います。本決算を委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数であります。よって、昭和57年度和泉市歳入歳出決算は認定されました。委員の皆さんには御審議、本当に御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第4「和泉市基本構想の策定について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第1号

和泉市基本構想の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項の規定に基づき、本市の基本構想を別冊のように定める。

昭和59年2月28日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程賜りました議案第1号「和泉市基本構想の策定について」の提案の理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

御承知のとおり、「市の基本構想」とは、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、長期的な視点に立って市の行政運営の基本を定めるものでございますが、第1次の本市の基本構想は、昭和48年9月議会において議決を賜ったものであります。

時あたかも高度成長下にあって、本市を含む大都市圏では人口集中が著しく、急激に膨張し続けております反面、そのマイナス面としての人間性の喪失、自然の破壊、公害の多発などが表面化し、高度経済成長に対する反省が声高く叫ばれておったところでございます。

このような社会経済情勢を反映して、本市では、自然と人間との調和、開発と保全との調和を図りながら、住民全体によって支持される地域社会を実現すべく、基本テーマを「にんげん回復のまちづくり」として、目標年次昭和60年の第1次基本構想を定め、以来、その目標の実現に向かって鋭意努力を続けてまいったところであります。

しかしながら、その後、2度にわたりオイル・ショックが発生して世界的に経済が低迷し、これに続いて低成長へと移行するとともに、大都市への人口集中が鎮静化いたしまして、周辺都市への拡散現象が顕著となってきております。また、生活水準の向上に伴い、市民のニーズや価値観も多様化・高度化するとともに、高齢化社会がにわかに進行いたしまして、新しい時代への対応を迫られております。

また、本市におきましても、代表的な地場産業である繊維産業が低迷する一方、大規模の住宅開発がそこここで行われ、地場産業都市から大都市近郊の住宅都市へと、本市の都市機能が次第に変化しつつあります。

さらに、最近に至って、関西国際空港建設計画が具体化・進展し、これにあわせて、大阪府が「定住時代にふさわしい大阪」・「地球時代にふさわしい大阪」を基本理念とする新しい総合計画を策定するなど、大阪が新たな発展への転換期を迎えており、また、本市においても、第1次基本構想で描いた一大プロジェクトである本市中央丘陵の開発が着実に進行しつつあります。

このように、第1次基本構想の策定以来10年余の社会経済情勢の急激な変化に的確に対応するとともに、これを本市のまちづくりに最大限活用いたすために、現在の第1次基本構想では不十分であると考えまして、昭和56年からその改定の準備を進め、昨年10月、第2次総合計画基本構想概案並びに同基本計画概案を取りまとめて、本市総合計画審議会に諮問いたしましたと

ころ、同審議会におかれでは、5カ月にわたって慎重かつ精力的に御審議を賜り、本月10日、御答申をいただきましたので、地方自治法第2条第5項の規定によりまして、本日ここに御提案申し上げる次第でございます。

次に、その内容の要点を御説明申し上げます。

まず、この基本構想の目標年次は、21世紀を展望しながらも関連計画との整合性を保つため昭和70年といたしました。

次に、将来像であります。先ほど申し上げましたような社会経済諸情勢の変化により、本市が新たな発展段階を迎えるようとしている今日、このエネルギーを最大限に活用するとともに、第1次基本構想「にんげん回復のまちづくり」における自然と人間、開発と保全、旧来からの市街地と新市街地など、各般にわたり調和あるまちづくりという基本理念を受け継ぎ、かつ、発展させながら、市民と行政が英知とバイタリティを結集して、安全かつ快適に住み、働き、憩う、活力にあふれ、いっそう「住みたくなる和泉市、住んで良かった和泉市」となるよう、まちづくりを推進するため、本市の将来像を「調和と活力のある人間都市・和泉」—太陽と緑と文化のまちづくりをめざして、といたしました。

また、この将来像の実現に向けての施設分野別の柱といたしましては、第1は、都市基盤整備関係でありますが、「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」。

第2は、生活環境整備として「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」。

第3は、教育・文化関係の「豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり」。

第4は、産業振興の「地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり」。

第5は、福祉・保健医療の「生きがいを感じ健やかなくらしをつくるまちづくり」。

それに、同和対策およびコミュニティ関係として「人権を尊び心のふれあいを広めるまちづくり」。

以上の6つであります。この6つの柱のもとに行う施策の方向につきましては、のちほど「施策の大綱」で御説明申し上げます。

また、昭和70年時点における本市の目標人口は、和泉中央丘陵の開発並びに新空港設置の影響等を勘案して、20万人と想定いたしております。

次の土地利用構想では、市域を5つのゾーンに区分して、それぞれの土地利用の方向と整備方針並びに都市機能の配置を定め、全市的に均衡のとれた発展を期しております。

ゾーンの区分は、おおむね地形や幹線道路によって行っておりまして、平地部を「既成市街地整備ゾーン」と「市街地誘導ゾーン」、丘陵部は「新市街地開発ゾーン」と「開発調整ゾーン」、山地部を「保全ゾーン」といたしております。

次に、各ゾーンの整備方針と機能分担であります。まず、「既成市街地整備ゾーン」は、現在、和泉府中駅周辺に商業業務機能が集積しており、また、本市の中心的な市街地でありますので、同駅周辺の再開発によって都心機能をさらに充実するほか、信太山・北信太各駅周辺の地区センターとしての整備、不良住宅の更新、未利用地の有効利用などによって、住居・商業・工業の調和のとれた「複合市街地」として整備を図り、「市街地誘導ゾーン」は、自然緑地や優良農地の保全、黒鳥山公園の整備などを行な一方、良好な市街地の形成を図り、都市近郊農業と市街地が調和した「農住市街地」に整備するほか、工業振興エリアを設けて地場産業の活性化を図る。

「新市街地開発ゾーン」は、中央丘陵の開発を積極的に推進いたすとともに、光明池緑地の整備や自然緑地、農地の保全などによって、緑の中に市街地が広がる「緑住市街地」に整備し、また、都市機能面では、泉北高速鉄道の延伸による新駅周辺のシビックセンターを本市の副都心として、商業業務機能を集積していくとともに、その中に、南大阪地域の交流の拠点となるコンベンションホールの立地を図るほか、大学など高等教育機関を誘致する。

「開発調整ゾーン」は、住宅開発を原則として抑制し、地域住民の生活環境と農業の振興を図りながら、松尾寺公園の整備や、広域的にも利用できる総合スポーツ・レクリエーション施設の立地などに努め、市民が身近に自然と親しめる「農業振興・レクリエーション地域」に整備するほか、岸和田寄りの丘陵部に産業文化エリアを設定して、研究開発機能を中心とした新産業の立地を誘導し、また、その北側の近畿自動車道のインターチェンジの近くに流通業務エリアを設定して、本市の商業の発展につながる流通業務拠点の形成を図ってまいります。

「保全ゾーン」は、開発を原則として禁止し、林業の振興を図りながら自然環境を保全するとともに、槙尾山周辺などにおいて、公園あるいはレクリエーションサービス機能を整備し、「自然保全・レクリエーション地域」に整備してまいります。

以上のように構想いたしておる次第であります。

次に、交通体系構想では、都市の骨格を形成し、土地利用のあり方を方向づける機能を持つ道路や鉄道の将来構想を定めております。

まず、道路でありますが、道路の機能によって、本市と大阪都心など他の都市とを結ぶ「広域幹線道路」、市内の道路交通上主要な役割を果たす「都市幹線道路」、市内の地区間を結ぶ「地区幹線道路」、日常生活上身近な「生活道路」、以上4種類の道路をはしご状に組み合わせて、それぞれの機能に応じて整備を進め、効率的で安全な道路交通体系を確立してまいろう、とするものであります。

特に、都心である和泉府中駅周辺と今後、副都心となる泉北高速鉄道の新駅周辺とを結ぶ和泉中央線を都市軸とし、池上下宮線を副軸として、ともに本市の代表的な都市幹線として整備を進

め、平地部・丘陵部・山間部相互の縦軸のつながりを強化し、また、大阪岸和田南海線、近畿自動車道和歌山線、泉州山手線、大阪外環状線など広域幹線道路の整備を促進して、大阪都心や新空港などと直結しよう、とするものであります。

一方、鉄道・バスなどの公共交通機関については、阪和線の輸送力の増強、和泉府中駅前再開発によるターミナル機能の強化、泉北高速鉄道の1駅延伸と副都心ターミナルの形成、さらに、これらのターミナルを中心とした環状バス・ルートの設定など、全市的なバス路線網を構築しようとするものであります。

次に、コミュニティ構想であります。近時、都市化の進展などによって、全国的にも、住民間の良好な近隣関係の喪失傾向が顕著となるなど、地域社会が変化し、また、本市でも新旧住民の交流や小中学校区の再編成が必要となってきております。

コミュニティづくりの基本的な方向といたしましては、地域住民が連帯と信頼を深めて、自分のものとして地域の身近な問題に取り組み、互いに協力して解決していくような、市民の自主的なコミュニティ活動を促進いたすとともに、市民施設の設置など、コミュニティ活動の促進のための条件整備を進めるものといたしました。

また、コミュニティの圏域については、「町会・自治会」から小学校単位の「近隣住区」、その上は中学校区を尊重した「ブロック」、そして「全市域」という4段階構成とするとともに、近隣住区とブロックの設定指針を掲げております。

最後に、各分野別の施策の大綱を、「将来像」で立てた6つの柱に沿ってお示しいたしておりますが、この重点的な事項をかいつまんで御説明申し上げます。

第1項は、「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」と題する都市基盤の整備に関する事項であります。

「泉と森のネットワーク」では、松尾寺公園を初め市内全域での公園の整備、緑化の推進、水辺環境・自然緑地・生産緑地の保全、伝統行事・民俗資料などが織り成す歴史的風土の保全・活用とあわせて、公共と民間が一体となって、「泉と森のまちづくり」を全市で展開しよう、とするものであります。

交通体系については、交通体系構想のところで御説明したもののはか、国鉄阪和線の連続立体交差化を掲げております。

市街地開発では、都心である和泉府中駅周辺の再開発の促進、中央丘陵の開発の積極的な促進により、既成市街地と新市街地が有機的に結合した一体的なまちづくり、泉北高速鉄道の新駅周辺を副都心として整備すること、などが主なものでございます。

「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」は、上・下水道並びに環境衛生という快適環境

整備と、交通安全・公害・消防救急並びに防災という、安全環境整備との2つの生活環境の整備に関する事項であります。ここでは特に流域下水道や公共下水道、下水道整備の基となる槇尾川・松尾川の河川改修の積極的な推進のほか、ごみの減量化・再資源化や美化運動の推進、また、他の関連分野と連携した長期的・計画的な安全対策の実施を打ち出しております。

「豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり」の教育文化関係では、中央丘陵への単科又は短期の大学の誘致の推進による学術文化の集積、コミュニティ施策とも関連した社会教育の事業・施設両面にわたる充実、広域的にも利用できる総合スポーツ・レクリエーションセンターの松尾寺公園付近での整備構想の具体化、槇尾山での野外活動センターの整備、中央丘陵シビックセンターでのコンベンション・ホール建設構想の検討、史跡と公園緑地とのネットワーク化、などを計画いたしております。

「地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり」は、産業振興に関する事項であります。農業については、中核農家の育成、農協の合併、観光農業の促進など。また、商工業については、都心と副都心の商業業務機能の集積促進、広域幹線道路の整備と連動した流通業務機能の整備、地域産業の活性化のため、工業団地や地域産業文化センターの設置の検討、新空港の建設をにらんだ内陸型で無公害の都市型工業や研究開発機能中心の新産業の誘致、などを掲げております。

「生きがいを感じ健やかなくらしをつくるまちづくり」は、福祉と保健医療に係るものであります。福祉関係では、高齢化社会の進行に対応した地域福祉・在宅福祉の充実のほか、総合福祉センターの設置、福祉のまちづくりなど。また保健医療関係では、保健センターの設置や地域保健計画の策定などによる総合保健サービス体制の整備、山間部を初め全市的な医療供給体制の整備、などを行うものといたしております。

「人権を尊び心の触れ合いを広めるまちづくり」は、同和対策とコミュニティづくりに関する事項であります。同和対策関係では、同和地区総合計画を策定して、総合的・計画的・効率的な同和対策の推進、特に人権意識の高揚と啓発活動の強化と、大規模事業量を持つ本市への特別措置の確立の国・府への働きかけ、また、コミュニティづくり関係では、コミュニティ構想のところで申し上げたもののほか、活動拠点となるコミュニティ・センターの設置が、その主なものでございます。

以上で、議案第1号「和泉市基本構想の策定について」の提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。本基本構想案の作成に当たりましては、現下の厳しい行財政事情を踏まえ、構想・計画の堅実性・実現性に特に配慮いたしたいところであり、市民の理解と協力、行政の創意の努力によって、構想の実現を目指してまいる所存であります。十分に御審議の上、速やかに

原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
 - 5番（田中包治君） この基本構想となりましたら絵にかいたもちで、われわれ市会として現実性に合うか合わないか、特別委員会で審議すべきが筋じゃないかと思います。そうでないと、膨大な資料をここで審議、質問すれば、1日や2日で終わらんと思うんです。現実問題として、疑問を感じます。それで、特別委員会をしないといふなら、きょう1日かかってもやりますよ。われわれは、理事者が提案したから、そのままでよろしいというものではない。市会は、市会としての立場の中で論議するのが正しいと思います。まず、最初にそこらが納得できない。現実論と理想論、絵にかいたもちをつかめるか、つかめないかのこらの問題をどう市会が認識するかということが大きな課題だと思う。47年の基本構想についても、いろいろ長期間にわたって論議されたと思うんです。今回は、何かしらここで決めるようなことになってるんじゃないかという気持ちもありましたので、ちょっと私は問題があるのじゃないかと考えておりますが、その点はどうなんですか。
 - 10番（天堀 博君） 関連して。私もいまの田中議員さんの御意見には賛成であります。私ども共産党としても、市長の方から内容説明がありましたけれども、この1冊あるいは別に基本計画案というものがございますが、これで十分語り尽くせるものではない。いまの説明で十分われわれが質問し審議ができるものではないと思いますので、その点では、特別委員会等の設置をお願いしたいということは、議会運営委員会等でも申し上げたとおりでございます。その点は、議長に一応お任せする、きょう即決しないということをお約束してもらった上でお任せをしておりましたので、その点は、議長の配慮をお願いをしたいと思います。
- そこで、私は議会運営委員としても参画しておりますので、総務委員会への付託もしくは特別委員会への付託ということになることを前提にしまして、概括的な問題について2、3お問い合わせをおきたいと思うんです。
- 1つは、説明をお聞きしたところでは、まさに21世紀に向けての「市民が夢とロマンを持って」と書かれていますが、何か聞いておりますと、やはり日常、市民の皆さんから相談を受けたり、あるいは周りを見ていることと何かかけ離れたような感じもせんことはないわけです。何か歯の浮くような話もかなり出てきます。その点では、いま田中議員さんの言われる現実性との問題につきましても、十分審議をしていかなければいかんと思うんです。
- 1つは、この総合計画が策定をされた後の法的な拘束力、特に昭和70年度を目標としてのことですから、それまでにやり上げるんだという、これは目標であるわけですが、それに対する法的な拘束力、予算との関係でどういう関連を持っていくのか。

2つ目には、今後の社会経済情勢がいろいろ変化してくると、特に空港がらみの問題につきましては、当初計画案に比べ相当変わってきてる現実です。そのこととも関連して、今後の社会経済情勢の変化に対応する具対策についてどう考えているのか。

主にはこの2つですが、この内容を見ますと、既存住民というか、阪和線沿線も出てきてますが、やはり中央丘陵開発が目玉にされておりますが、その点では、既存住民に対する町づくり、こういうものについてどう考えておられるのか。

そういう概括的なことをお尋ねして、後は先ほど申し上げましたように議長さんの配慮で、できれば特別委員会なんですが、よろしく配慮をお願いしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答え申し上げます。

本議案のお取り扱いにつきましては、議会運営上にかかる問題でございますので、私から御答弁申し上げにくうございます。いま、天堀議員さんから数項目にわたりまして、概括的な問題だということで御質問がございました。確かに、いわゆる昭和70年度を目指しました基本構想でございます。その中には、21世紀へ向けての夢とロマンを当然織り込むべきであろうという考え方方に立って、和泉市の将来像を描かせていただいたことは事実でございます。しかし、こうした現実性と完全に遊離したような問題を構想の上で掲げておるが、実態に合わないというところでございます。したがいまして、この構想と合わせまして、直接議決案件ではありませんが、基本計画案というものを添付いたしてございます。基本計画の中では、この構想に基づきましてかなり細部にわたっての計画を一応掲げてございます。

1つの構想は、未来を想定した和泉市の将来という大きな目標を掲げまして、それを1つ1つ実現していくために、いわゆる基本計画というものを策定させていただきました。したがって、今後の具体的な動きにつきましては、基本計画をもとにしまして、大体、3年間サイクルで一定の実施計画というものを策定していくか、かよう存じてございます。当然、3カ年の実施計画は、そのまま固定したものだという既成概念にとらわれず、天堀先生が御指摘のように、急速な社会経済情勢の変化に対応して、年々、その実施計画もさらに検討しながら現実性に合った具体的な施策を実施していく、いわゆる弾力性に富んだ実施計画を策定していくか、このように考えておるわけでございます。当然、実施計画の背景といたしまして、その実現性に伴った財政計画も合わせて策定していくという考え方で、長い年月はかかりますが、ここに掲げられました基本構想を徐々に実現するよう最大の努力をしていきたい、このように存じておる次第でございます。

それから、全編を通じまして、和泉中央丘陵の項目が非常に浮き彫りにされておりまして、い

わゆる既存住民、既存集落に対する施策というものが余りにも陰に隠れた存在であるという印象を受けるというお話をございます。総合計画審議会の席上でもこの点につきましては、各委員さんから再三にわたって御指摘をいただきました。われわれは、基本的には、和泉中央丘陵開発と申しますのも、既存住民の便益なり利益を誘導していくための1つの施策であるという認識と理解の上に立っておるわけでございます。既存住民を残して、新しい和泉中央丘陵開発に神経を集中しているということは決してございません。

たとえば、概括的なことを申し上げますと、現在、道路1本にしましても、市の全体の実力、財政力では、10年、20年という長年月を要しております。しかし、こうした開発を呼び込むことによりまして、それらの財源等をフルに利用いたしまして、和泉中央線の南北の完結、泉州山手線の完成等をもって他市との連携を図っていく。また、できれば泉北高速鉄道の1駅延伸を図りまして、和泉市内の山間部にも鉄道を導入していく。あるいは公共下水道の問題でも、御承知のように、忠岡沖につくりました終末処理場から和泉市内へ持ってくる幹線工事はなかなか進行しません。こうした問題についても、このプロジェクトと並行して促進を図り、合わせてその幹線に關係いたします地域の公共下水道事業の早期実現に努めていきたい。この事業をうまく利用いたしまして、旧市街地なり旧集落の周辺整備を促進していくことを基本に考えて進めてまいっておる次第でございます。そういう点もひとつ広域的な観点に立って御理解を賜りましたらまことにありがとうございます、かように存じます。

以上、簡単でございますが、御答弁にかえさせていただきます。

○ 10番（天堀 博君） 概括的な質問なので結構ですが、1つだけ。

社会経済情勢の変化に対応していくという点、これは当然そうしていくと言われておりますが、その場合、これを答申した審議会の対処、対応の仕方がこう変わってきたから、理事者で解釈を変えて勝手にこうなんですよ、ということをいかれると、言うてみたら困る。48年の基本構想でも、今回の中央丘陵開発を開発予備軍としての性格を帯びているという解釈です。審議会が答申を出し議会で議決していくということですから、その点では、その対処、対応の仕方をどう考えておられるのか、その点だけちょっと。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

総合計画審議会の席上でも、いわゆる総合基本構想あるいは基本計画のみでは実際にどう実施されるのか、非常にわれわれとしては目が届かない。したがって、実施計画そのものにつきましても、審議会で審議をすべきじゃないかという意見等もございました。私たちは、総合計画審議会は、いわゆる基本構想並びに合わせまして基本計画を御審議をいただき、これに伴います実施計画については、市行政当局で策定したものと議会にお諮りいたしまして実施に移していく、こ

のような考え方をお答え申し上げてきたわけなんです。現時点でもそのように考えておりまして、計画の実施段階における社会経済情勢の変化と申しますか、実施するための優先度となると思いますが、そうした問題を審議会の先生方にもう一度フィードバックして審議を煩わすという考え方は持ってございません。したがって、実施計画等が整ってまいりましたら議会に御供覧を申し上げまして、議会の御意見等を十分参考させていただきたい、このような取り扱いで進めさせていただきたい、このように思っておるところでございます。

- 10番（天堀 博君） 実際には先ほどの御答弁どおり、実施計画の背景としては、財政的な裏付けが必要となってきますから、予算その他で議会にかかるてこざるを得ない。その時点でわれわれ議会側としてチェックしていくことになるわけです。しかし、何や知らん間に方向が変わることがあってはならないと思いますので、その点では、きっちり理事者に歯止めをお願いしておきたいと思います。他の議員さんの御質問、御意見等もあろうかと思いますのでその点をお聞きいただきて、後の処置としては、できれば特別委員会だと思いますが、やむを得なければ、所管の常任委員会に付託をして審議をしていただきたいと思います。

- 5番（田中包治君） わしの質問はどうなってるんか。

- 議長（池辺秀夫君） 後であんたの質問に対して申し述べます。

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件は、内容からして十分審議する必要があると思いますので、総務委員会に付託の上、閉会中の御審議をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ申あり）

御異議ないものと認め、本件を総務委員会に付託することに決します。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第5「和泉市長選挙立会演説会条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第2号

和泉市長選挙立会演説会条例を廃止する条例制定について

和泉市長選挙立会演説会条例を廃止する条例を次のように制定する。

昭和59年2月23日

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 1 号

和泉市長選挙立会演説会条例を廃止する条例（案）

和泉市長選挙立会演説会条例（昭和 39 年和泉市条例第 34 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和 59 年 2 月 29 日から施行する。

理 由

先般の第 100 回国会において立会演説会制度を廃止する公職選挙法の一部改正が行われたことに伴い、本市においても同制度を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） それでは、お許しをいただきまして、議案第 2 号「和泉市長選挙立会演説会条例を廃止する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件につきましては、先般の第 100 回国会におきまして、公職選挙法及び同法施行令の一部改正が行われ、昭和 58 年 11 月 29 日に公布され、同日より施行されました。その内容は、衆議院及び参議院の選挙を除くその他の選挙につきましては、施行日から起算して 3 カ月を経過した日、すなわち昭和 59 年 2 月 29 日となります。その期日以降におきまして告示される選挙より適用されることになった一部改正のうち、立会演説会が廃止されたことに伴いまして、公職選挙法第 160 条の 2 の規定に基づき、和泉市長選挙立会演説会条例を廃止する必要が生じたものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は、昭和 59 年 2 月 29 日より施行となります。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
- 9 番（直村静二君） 1 つは、これは国会で決めてきたからしようがない、市の条例をつくるんだということですが、国会が 1 地方自治体の市長選挙の立会演説会の条例を廃止せよ、などということは、私は越権行為ではないかと思う。というのは、市自体においては、市民によくわかっていただくことはやはりあってもいいんじゃないのか。それを頭からつぶしてしまうことについては、全くもってのほかの政策であろうと思います。

しかしながら、法律に基づいた条例の施行ということですので、やむを得ないと思いますが、

1つお聞きしたいのは、それでは、こういう条例制定ができたのだから、実質上、立会演説会はしないんだということですか。たとえば4年後の市長選挙の場合、立会演説会をやれという声があるっても、法律上はできませんということで断る根拠になるのか。しかし、そうではなく、市民のために必要であろうという場面がある場合には、この条例をさわらんことにはできないのか、その辺をきちんとしておいていただきたい。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） お答えいたします。

立会演説会の条例につきましては、公職選挙法に基づいてされておりますので、今回、これが廃止されると、次回の市長選挙につきましての立会演説会はできないでございます。

以上でございます。

- 9番（直村静二君） だから、これに反対だというんですが、法律のことですから、条例化しなければならないということだから文句を言うてるわけです。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第6「助役の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第3号

助役の選任について

次の者を助役に選任するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

昭和59年2月23日提出

和泉市長 池田忠雄

住所

氏名

生年月日

職業

議案第3号参考資料

〔I〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

（副知事及び助役の次格事由）

第164条 公職選挙法第11条第1項の規定に該当する者は、副知事又は助役となることができない。
（注1）

2 略

（副知事及び助役の兼職・兼業禁止及び事務引継）

第166条 副知事及び助役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第141条、第142条及び第159条の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。
（注2）

3 略

（注1） 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定に該当する者

- (1) 禁治産者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- (4) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

（注2） 地方自治法第141条の規定（要旨）

普通地方公共団体の長は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は常勤の職員を兼ねることができない。

地方自治法第142条の規定（要旨）

普通地方公共団体の長は、その地方公共団体等に対し請負をする者又は主として同一の行為をする法人の取締役等であることができない。

〔II〕 前任者の任期満了日

氏名	任期満了日
坂口禮之助	昭和59年2月25日

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました議案第3号「助役の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

現助役、坂口禮之助氏の任期が来る2月25日をもちまして任期満了となりますので、三度、同氏を助役に選任するにつきまして議会の同意を賜りたく、御提案申し上げる次第でございます。坂口禮之助氏の経歴等につきましては、すでに議員皆様方には御承知のとおりでございます。いまさら私から委細申し上げるまでもございませんが、お手元御配付の資料のとおり、昭和15年4月、旧北池田役場に就職し、30有余年の長きにわたり和泉市職員として勤められ、この間、総務部長等を歴任いたしまして、昭和51年2月、議会の御同意を賜りまして助役に選任され、現在に至っております。

住所は、和泉市伏屋町226番地 生年月日は、大正12年3月29日、60歳であります。

氏は、人格円満にして高潔な方であり、加えて地方行政の経験をわめて豊富で助役として適任者であると存じ、ここに三度、選任をお願いする次第でございます。何とぞ皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第3号を原案どおり同意することに決します。

ここで選任同意を受けました助役さんからごあいさつを受けることにいたします。

(助役就任あいさつ)

- 助役（坂口禮之助君） ただいま私の助役選任議案につきまして、議員皆様方から御同意を賜りまして、本当にありがとうございます。ありがとうございます。

顧りますように、初めて助役に就任させていただきましてから2期、8年という非常に長い年月がございました。この間、助役という重任を何とか耐えることができましたが、議員皆様方の心温まる御指導なり御支援のたまものと、常に心に刻んで感謝申し上げてまいりました次第でございます。このたび、改めて3期目の助役に御選任を賜りまして、心を新たにしてまことに感激のきわみでございます。

御承知のとおり、非常に浅学非才の身ではございますが、全知全能を傾け、この重責に耐えていくよう渾身の努力を払ってまいりたい、かように存じておる次第でございます。どうぞ今後ともいままでに増して御指導なり御支援を賜りますよう、また、時に触れ、折に触れて御叱責もいだきまして、何とか助役の重責を全うできますように御支援のほどをお願い申し上げます。

まことに簡単粗辞で意を尽くしませんが一生懸命にやらせていただきまして、議員皆様方の御期待に沿うように努力を傾注してまいりたい、かように存じますので、ひとつよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、御礼を兼ねてごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第7「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第4号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

昭和59年2月23日提出

和泉市長 池田忠雄

住所

氏名

生年月日

職業

議案第4号参考資料

[I] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が

議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

(1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

氏 名	任 期 満 了 日
藤 井 謙 市	昭和 59 年 2 月 25 日

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第4号「教育委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育委員として教育行政の運営に格段の御尽力をいただいております藤井謙市氏が、来る2月25日をもって任期満了となっておりますが、引き続き同氏を教育委員として選任いたしたく御同意を賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

藤井謙市氏は御承知のとおり、昭和51年2月議会で御同意を得まして教育委員として就任せられ、現在に至っております。氏は、人格高潔で教育、学術並びに文化に対して確たる識見を有しております。

住所は、お手元御配付のとおり、和泉市伯太町四丁目12番1号、生まれは、昭和5年4月16日。職業は、洋蘭園を経営されております。

本市教育委員として最適任者であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。何とぞどうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第4号を原案どおり同意することに決します。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第8「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第5号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

昭和59年2月23日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第5号参考資料

〔I〕 地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜粋

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 第16条各号（第4号を除く。）の一に該当する者又は第5章に規定する罪を犯し刑に処せられたものは、委員となることができない。

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなってはならない。

5～9 略

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 略

〔II〕 前任者の任期満了日

氏名	任期満了日
松田金之助	昭和59年2月25日

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第5号「公平委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市公平委員は定数は3名でございまして、昭和43年2月より4期、16年間の長きにわたりまして御尽力をいただき、御苦労をおかけいたしまいました松田金之助委員さんには今回、任期満了に伴いまして、健康上の理由により退任いたした旨の申し出がございました。辞意の意思が固く今回、その後任委員といたしまして、山本裕司氏を公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意を賜りますよう御提案申し上げるものでございます。

山本氏は、昭和6年3月12日生まれで、52歳でございます。住所は、和泉市若櫻町515番地の2でございます。昭和23年、大阪府立鳳中学校を卒業され、織布業を営まれております。

現在は、和泉市町会連合会会長、和泉市同和教育推進協議会会長、和泉中央丘陵開発連合対策委員会副会長等々、行政各般にわたりまして御活躍を賜っております。本市公平委員会委員として人格高潔で、卓越した識見と情熱を兼ね備えたお方でございまして、適任者であると存じますので、何とぞ御同意を賜りますよう、よろしく御審議をいただきまして御選任を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の御説明といたしたいと存じます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第5号を原案どおり同意することに決しました。

- 議長（池辺秀夫君） ここで、ただいま御同意を受けました教育委員さん及び公平委員さんからそれぞれあいさつを受けることにいたします。

まず、教育委員さん。

（教育委員就任あいさつ）

- 教育委員（藤井謹市君） 一言、あいさつ申し上げます。

ただいま教育委員として選任いただきました藤井謹市でございます。もとより浅学非才の若輩者でございます。この4年間、大過なく務めることができましたのも、ひとえに議会議員諸先生

方を初め、関係諸機関の皆様方の温かい御支援のたまものと深く感謝申し上げている次第でございます。まずもって厚く御礼申し上げます。

今回、再び教育委員として選任いただきました以上さらに研さんを重ねまして、より一層努力いたす覚悟でございます。何とぞいままで同様よろしく御支援、御鞭撻のほどをお願い申し上げまして、簡単粗辞ではございますが、ごあいさつといたします。（拍手）

- 議長（池辺秀夫君） 次に、公平委員さん、お願ひいたします。

（公平委員就任あいさつ）

- 公平委員（山本裕司君） ただいま御紹介をいただきました山本裕司でございます。大変貴重なお時間をいただきましてまことに恐縮に存じますが、一言、ごあいさつ申し上げます。

本日の臨時議会におきまして、議員皆様方の格別の御高配によりまして、公平委員ということで御承認、御同意をいただきまして、本当にありがとうございます。もとより浅学非才の微力者でございますけれども、一生懸命に勉強させていただきまして、誠意をもって職責を全うしたいと思っております。今後ともよろしく格別の御指導、御支援をいただきますようお願いいたしますと、簡単ではございますがごあいさつといたします。どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。（拍手）



- 議長（池辺秀夫君） 以上で本臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しましては、議員皆様方には、公私御多繁の折にもかかわりませず、長時間にわたりまして慎重御審議をいただき、御提案申し上げました全議案につきまして御可決、御承認、御認定をいただきましたことを吏心より厚く、深く御礼を申し上げます。また、昭和57年度和泉市歳入歳出決算の御認定を賜りましてまことにありがとうございます。特に決算審査特別委員の皆様方には長時間にわたり御審議をいただきまして、この席をお借りいたしまして、吏心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、和泉市基本構想の策定につきましては、常任総務委員会に付託を願うことになりました。委員の皆様方には大変御苦労をおかけすることと存じますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

なおまた、ただいま人事案件3件ございました中で、特に助役の選任も賜りまして、本市の執行体制をより一層確立させていただいた次第でございます。今後、議員皆様方の御期待におこた

えすべく、渾身の努力をいたしてまいる所存でございます。何とぞよろしく御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、まだまだ寒さも厳しい折でございます。どうか議員皆様方におかれましては、特に御自愛をしていただきますようひたすら念じさせていただきまして、はなはだ簡単でございますが、御礼のごあいさつといたします。本当に長時間ありがとうございました。

(議長あいさつ)

- 議長(池辺秀夫君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

本臨時会は、議員皆様方の格別の御協力と御熱心なる御審議によりまして、諸議案の可決を賜り、かつ御同意関係議案につきましても御同意をいただき、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

寒さなお厳しき折から、議員各位の御自愛をお祈り申し上げまして、昭和59年第1回臨時会を閉会いたします。長時間、どうもありがとうございました。

(午前11時33分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員